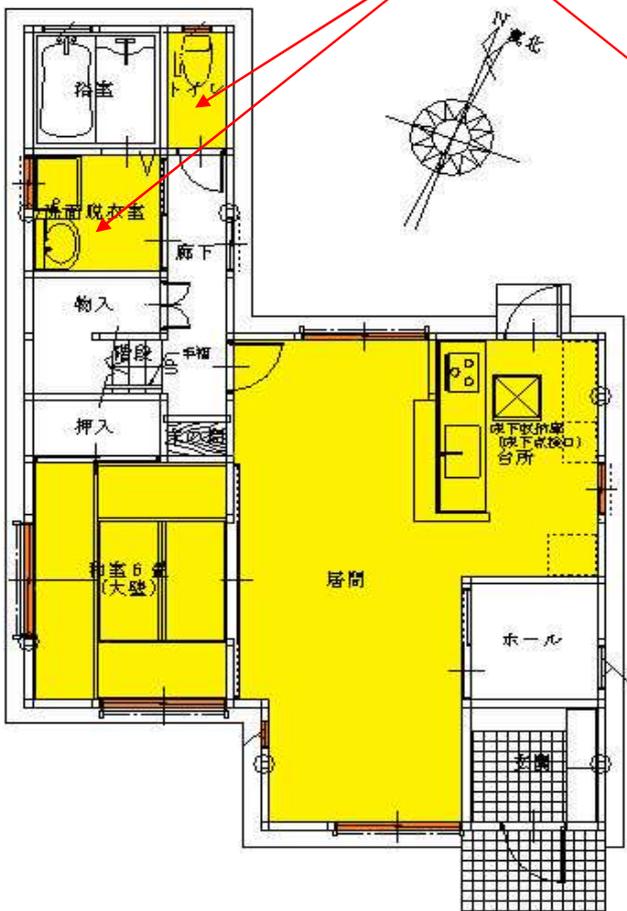


1 「補助対象となる室」の考え方について

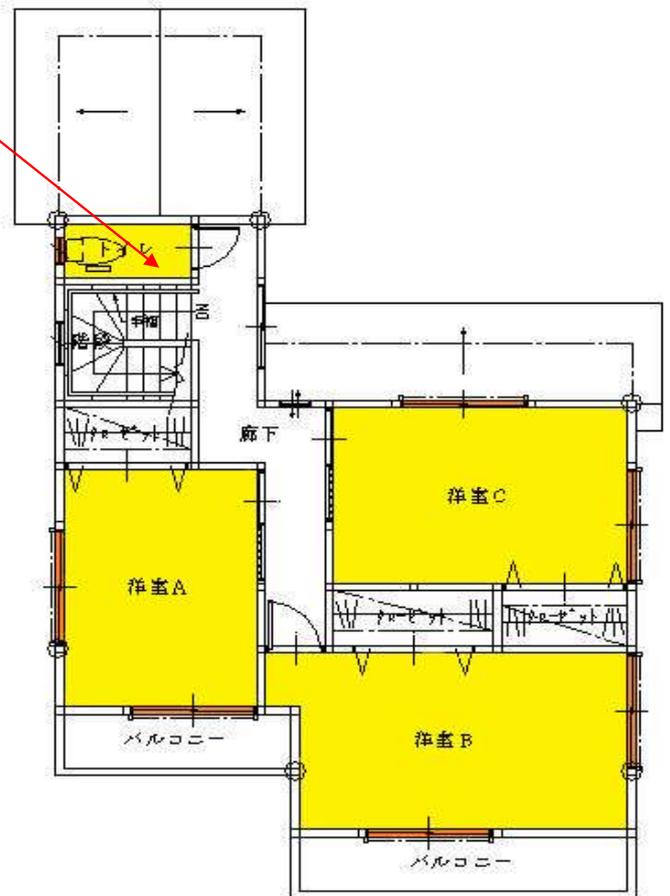
※ 冷暖房を使用する部屋の、外気に接する全ての窓・ガラスについて、「環境省の高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業の補助対象製品に登録された製品（例：下図の朱色に着色された部分）」を使用している場合、その室を「補助対象となる室」と呼ぶこととします。

	下図	備考
補助対象となる室 (例：8室)	【黄色に着色された部分】	冷暖房を使用する部屋の、外気に接する全ての窓・ガラスについて、上記登録製品【朱色に着色された部分】を使用していることが条件です。

※冬季暖房機器使用の旨を表示する場合、「補助対象となる室」とすることが可能です。



1階 平面図

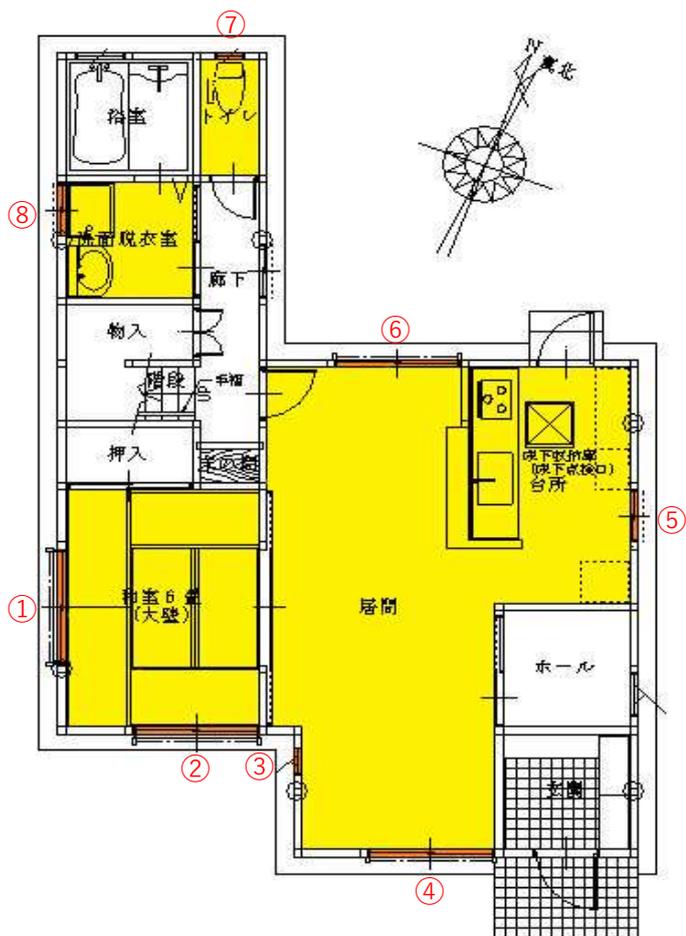


2階 平面図

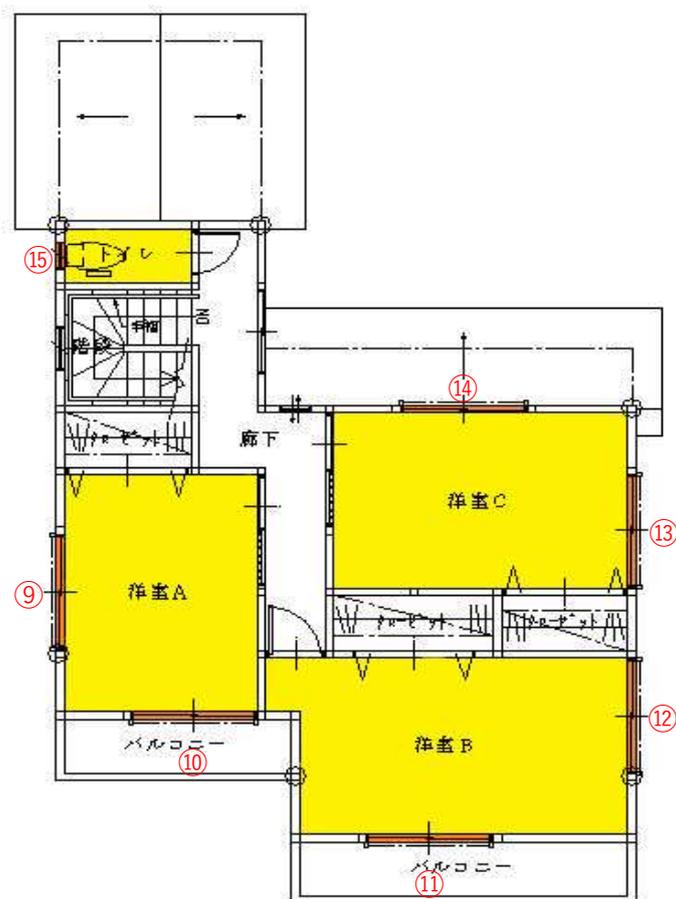
2 「補助対象工事（窓・ガラス）」について

※ 黄色に着色された部分は「補助対象となる室」を、朱色に着色された部分は、環境省の高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業の補助対象製品に登録された製品（窓・ガラス）を示す。

	下図	備考
補助対象となる窓・ガラス (例：15カ所)	<p>【朱色に着色された部分】</p> <p>※ その室に設置する窓・ガラスについて、1カ所でも登録製品以外を使用した場合は、その室の窓・ガラスは全て補助対象外となります。</p>	<p>図面等（平面図、立面図、写真）について、補助対象となる窓・ガラスには、「補助対象経費（A）内訳」に記載した丸数字と同じ数字（例：①～⑮の数字）を記載してください。</p>



1階 平面図

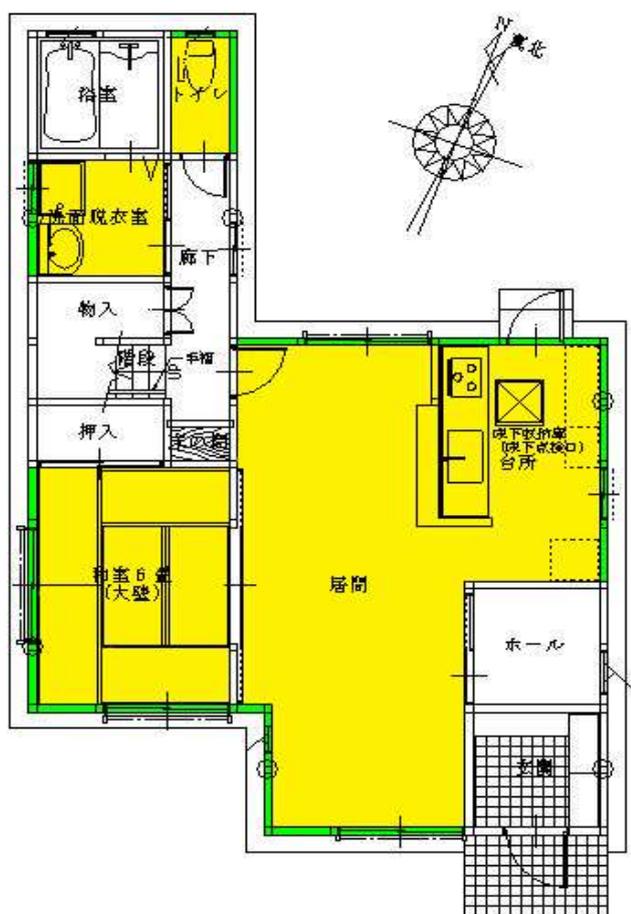


2階 平面図

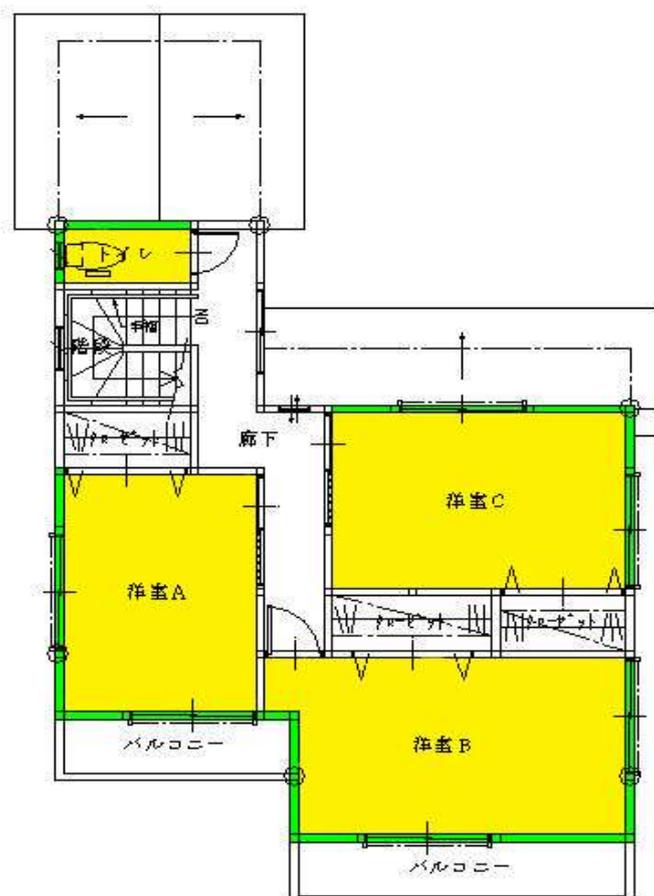
3 「補助対象工事（断熱材：外壁）」について

※ 黄色に着色された部分は「補助対象となる室」を、緑色に着色された部分は、環境省の高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業の補助対象製品に登録された製品（断熱材：外壁）を示す。

	下図	備考
補助対象となる断熱材（外壁）	<p>【緑色に着色された部分】 施工されている外壁の断熱材のうち、補助対象となる室の外気に接する部分に施工されているもの。</p>	<p>（条件）</p> <p>①その室の全ての窓・ガラスが登録製品であること。 ②断熱材が登録製品であること。 ③その室の外気に接する全ての外壁が施工されていること。</p>



1階 平面図



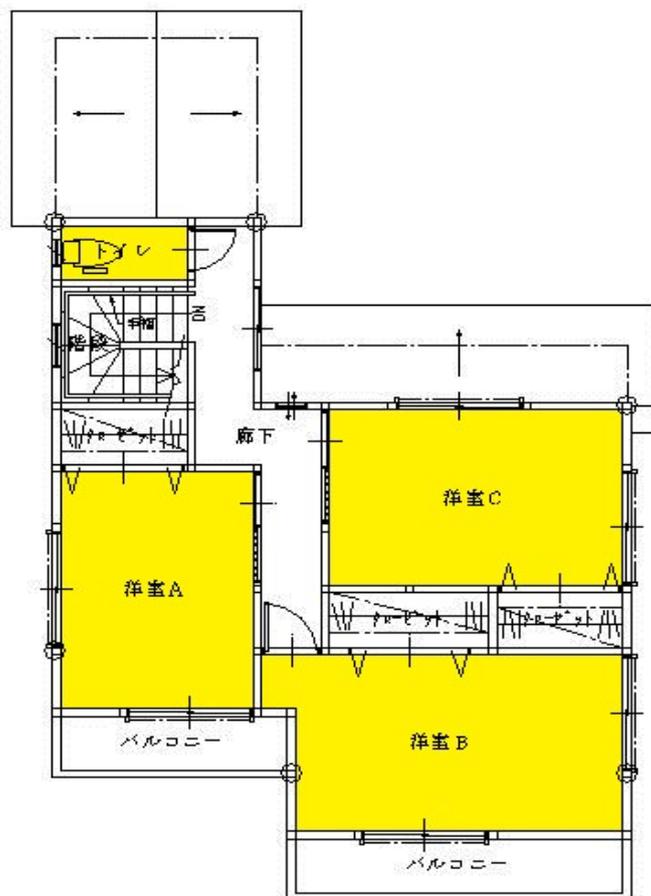
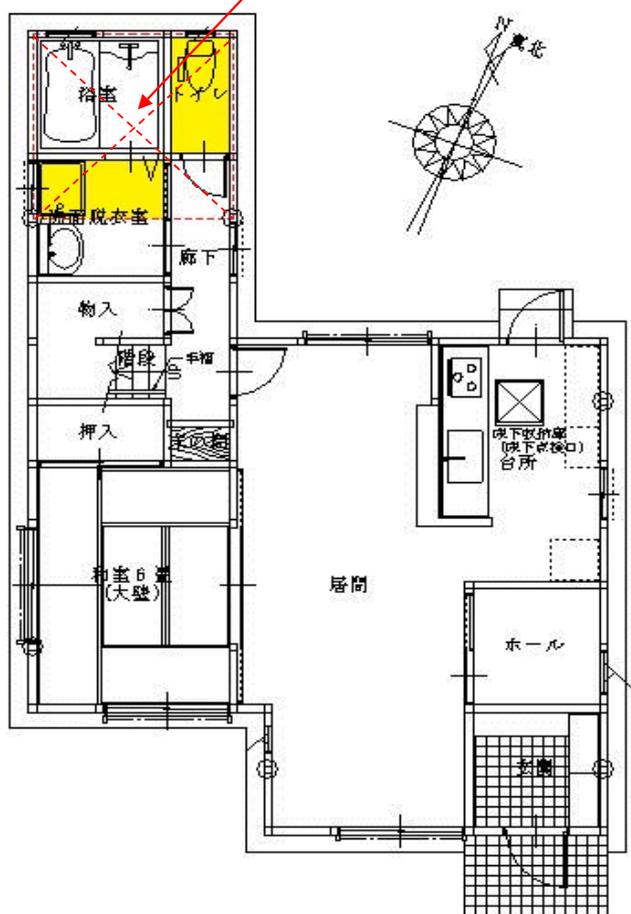
2階 平面図

4 「補助対象工事（断熱材：屋根・天井）」について

※ 黄色に着色された部分は、「補助対象となる室」で使用されている、環境省の高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業の補助対象製品に登録された製品（断熱材：屋根・天井）を示す。

	下図	備考
補助対象となる断熱材（屋根・天井）	<p>【黄色に着色された部分】 施工されている屋根・天井の断熱材のうち、補助対象となる室の外気に接する部分に施工されているもの。</p>	<p>（条件）</p> <p>①その室の全ての窓・ガラスが登録製品であること。 ②断熱材が登録製品であること。 ③その室の外気に接する全ての屋根・天井が施工されていること。</p>

※朱色の点線で囲まれた部分は、1階の屋根・天井部分を示す。



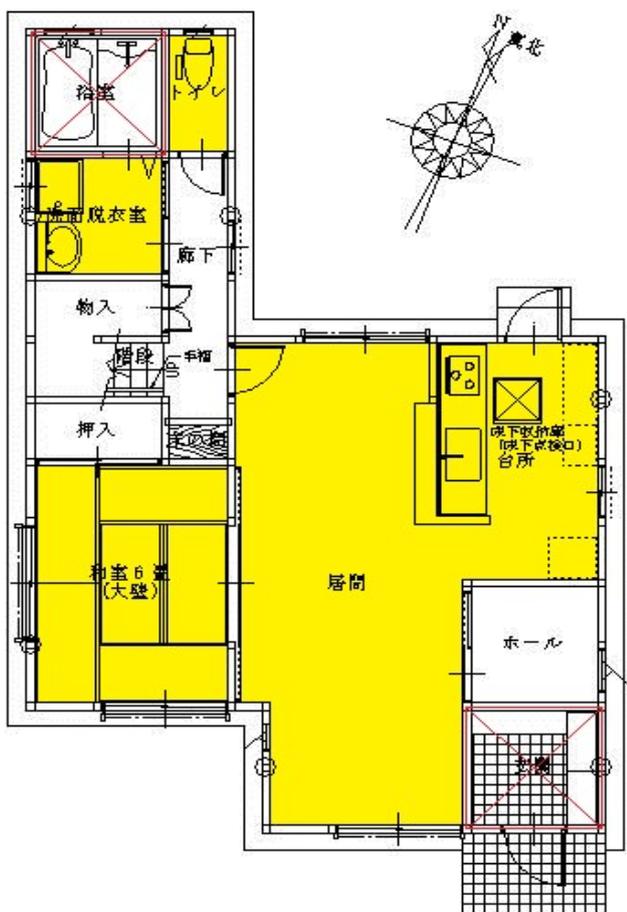
1階 平面図

2階 平面図

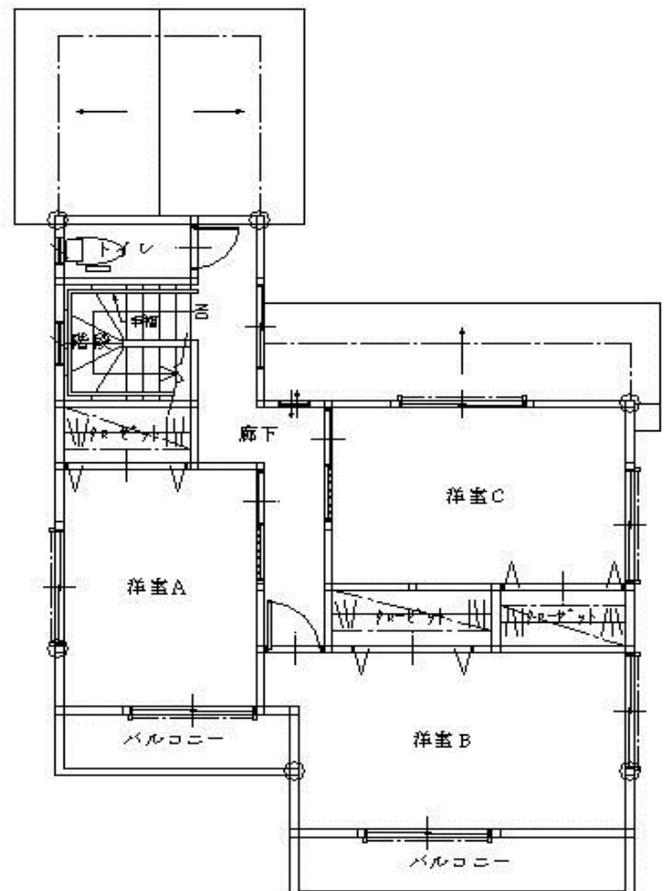
5 「補助対象工事（断熱材：床）」について

※ 黄色に着色された部分は、「補助対象となる室」で使用されている、環境省の高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業の補助対象製品に登録された製品（断熱材：床）を示す。

	下図	備考
補助対象となる断熱材（床）	<p>【黄色に着色された部分】 施工されている床の断熱材のうち、補助対象となる室の外気に接する部分に施工されているもの。</p>	<p>（条件）</p> <p>①その室の全ての窓・ガラスが登録製品であること。 ②断熱材が登録製品であること。 ③その室の外気に接する全ての床が施工されていること。</p>



1階 平面図



2階 平面図

※ 全体の施工面積を算定するときには、下記事項に留意してください。

・朱色の実線で囲まれた部分（浴室、玄関）は、床断熱を施工していない部分を示す。